

橋本市住宅耐震改修等事業費補助金(土砂災害対策改修工事)

土砂災害に対して安全な構造となるよう実施する外壁の改修又は塀の設置工事をいう。

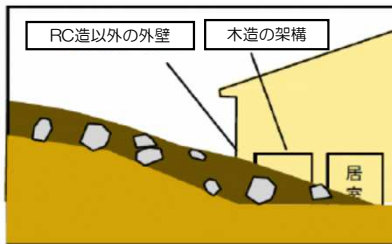
目的

橋本市では、国及び和歌山県と共同して、土砂災害から市民の安全を守ることを目的として、土砂災害特別警戒区域内に建築されている建築物の改修費用の一部を補助する制度

制度の内容

土砂災害特別警戒区域内に建築されている建築物（既存不適格建築物）が想定土砂に対抗できるように外壁への改修や塀の設置を行うことに対して、必要な費用の一部を補助します。

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないもの



既存不適格住宅（下記のいずれかに該当）

- ・平成13年3月31日までに着工していた住宅
- ・土砂法による当該特別警戒区域の指定日より前に着工していた住宅

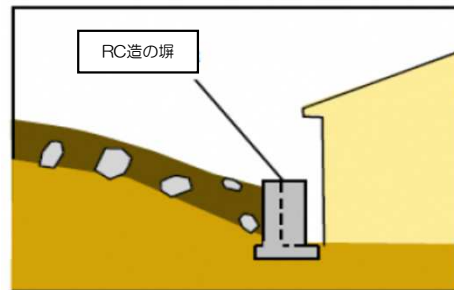
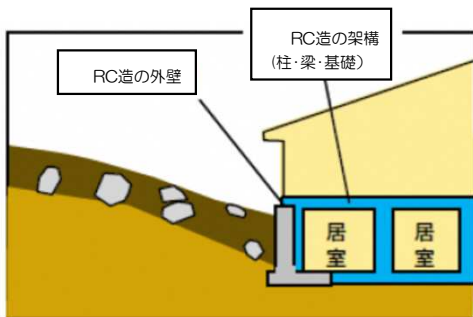
<補助要件>

- ・居室を有する建築物であること
- ・土砂災害特別警戒区域内に建築されているもの
- ・対策改修の結果、土砂災害に対して安全な構造となること
(建築基準法施行令第80条の3の規定に適合する外壁工事並びにただし書きの規定に街頭する塀の設置工事であること)

(イメージ)

改修

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有しているもの



想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける

補助の内容

補助対象工事費の**23%**(千円未満切捨て) 補助限度額**77.28**万円

国費	23%	×	1/2	上限38.6万円
県費	23%	×	1/4	上限19.3万円
市費	23%	×	1/4	上限19.38万円

補助対象限度額(336万円)